

## 第7節 完了検査

### 1 完了検査

#### 宅地造成等規制法

(工事完了の検査)

第13条 第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第9条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第9条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第8条第1項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

本条は、工事完了の検査及び検査済証の交付に関する規定です。

宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事については、着手前の許可、工事中の監督及び工事完了の検査の3つの手段によって、その安全を確保することとしています。

本法の検査を受けないか、又は検査に合格しない宅地については次条第3項の規定によって使用禁止、使用制限又は擁壁、排水施設の設置等を命ぜられることとなりますが、その反面、検査に合格したものについては、検査済証を交付することによって、当該宅地の安全を公証することとしています。

#### 宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について

##### 第3 工事完了の検査について

宅地造成等規制法担当部局は、許可をした宅地造成工事が完了した場合には、遅滞なく工事完了検査を実施すべきであること。

このため、造成主に対する工事完了検査申請の督促、工事中における報告の徴取、必要な中間検査の実施及び是正措置の確認に努めることが望ましいこと。

また、宅地造成工事が全部完了しない場合でも、部分検査が可能であれば、これを積極的に行うようにすることが望ましいこと。

### 2 完了検査の申請

完了検査は、法第13条第1項の規定により、造成主が工事完了検査申請書を提出することにより行うこととなります。

#### 宅地造成等規制法施行規則

(工事完了の検査の申請)

第27条 法第13条第1項の検査を受けようとする者は、別記様式第3の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

### 3 検査済証の交付

宅地造成等規制法施行規則

(検査済証の様式)

第28条 法第13条第2項の様式は、別記様式第4とする。

検査済証の交付に当たっては、この交付が本来宅地の譲渡等を容易にさせるものであることから、第8条第1項本文の許可を受けた者の要求があり、かつ、その造成に係る宅地が分割されるものであって、そのおのおのが独立して使用されるものであり、分割することが他の部分の宅地造成工事に支障を及ぼさない場合及び宅地の災害の防止に悪影響を与えない場合には、そのおのおのについて検査済証を交付することも可能です。